

高校生等奨学給付金の申請に必要な書類等について

	全日制・定時制・通信制		専攻科		備考
	生活保護（生業扶助） 受給世帯	生活保護受給世帯以外※1	所得割額合計 105,500円未満世帯	多子世帯※2	
個人番号が確認できるもの	○（生）※3	○	○		個人番号カード・個人番号通知カード・個人番号が記載された住民票等
令和8年度課税証明書等	-	△	△		令和8年度の証明書に限ります。 特別徴収税額の変更・決定通知書、納税通知書でも代用可能です。 生活扶助受給世帯の場合は、生活保護受給証明書でも代用可能です。
生業扶助受給証明書（様式2）	△※4	-	-		令和8年7月1日以降に発行されたものに限ります。 生活保護受給証明書でも代用可能です。
家計急変事由確認書類	-	■※5	■		案内書類等を参照し、家計急変事由が確認できる書類を用意してください。
家計急変収入書類	-	■	■		収入見込証明書、収入申告書等 年収見込額を算定し、支給の可否を審査します。
【災害等による制服加算】 罹災証明書	-	■	■		
制服の再購入に係る誓約書（様式13）	-	■	■		
制服の再購入に係る証明書（様式14）	-	■	■		学校に発行を依頼してください。

- ※1 生活保護受給世帯以外とは、道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が182,500円未満の世帯をいう。
- ※1 多子世帯とは、道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が264,500円未満であり、生計維持者が扶養する子が3人以上の世帯をいう。
- ※2 （生）…生徒本人分 （保）…保護者等分 （生・保）…生徒本人と保護者等分
- ※3 「△」は、個人番号を利用して申請をする場合、省略可能です。
- ※4 「■」は、家計急変の申請を希望される場合に追加が必要です。